

PRESS RELEASE



名古屋証券取引所

NAGOYA
STOCK EXCHANGE

名古屋市中区栄 3-8-20 〒460-0008
Tel 052-262-3171 www.nse.or.jp

平成 21 年 3 月 25 日

各 位

3 月社長記者会見

- 1 . 中期経営計画について
<資料 1 参照>
- 2 . 株券等の 5 日目決済及び期間売買停止の廃止について
<資料 2 参照>
- 3 . 取引参加者における上場適格性に係る調査体制の整備及び不公正取引防止のための売買管理体制の整備に伴う取引参加者規程の一部改正等について
<資料 3 参照>

以 上

平成 21 年 3 月 25 日
株式会社名古屋証券取引所

中期経営計画（平成 21 年度～平成 23 年度）

サブプライム・ローン問題に端を発した米国発の世界的な金融不安は、昨年 9 月の米国における金融機関の破綻を機に、一気に金融危機の顕在化をまねくこととなり、それに続く実体経済への波及により、我が国証券市場も低迷が続いている。このように、世界同時不況という厳しい局面を迎え、先行きを見通すことが困難な状況は、証券市場においても当分継続することが想定される。特に、新興市場における IPO を取り巻く環境は、従来からの市況の低迷に伴う新興市場の不振に加え、企業業績の悪化も大きく影響し、近年になく厳しいものとなっている。

しかしながら、このような経済情勢にあっても、今後の我が国経済の発展のためには、企業への適切な資金供給と金融資産の投資機会の提供を継続することが重要であることは言うまでもなく、証券市場の開設・運営に携わる名証に期待される役割は大きい。直接金融へのシフトが時代の流れであり我が国にとっての目標である以上、名証は、セントレックス市場の運営を通じて新興企業の成長・発展に寄与すること、証券市場の公正かつ安定的な運営を通じて投資者が安心して参加することができる市場インフラを提供すること、上場企業の適時開示や IR 活動を通じて投資者への有効な情報の発信に資すること、証券知識の普及・啓発活動への取組みを通じて投資者層の拡大を図ることなど、重要な役割を担っていかなければならない。

名証は、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 か年について、前半を来るべき景気回復期における市場拡大に向けた準備期間、後半を成果として結実させていく期間として位置づけ、名証の魅力向上と市場の信頼性・公正性の確保に全力を挙げるとともに、業務運営の効率化および適正性確保のための内部統制システムの遂行に取り組み、証券取引所としての社会的責任を全うすることを目指す。

1．経営の基本方針

- (1) 中部地区の証券取引所として軸足を中部に置きつつ、全国区のマーケットとしての地位を確固たるものにしていくことを目指す。
- (2) 収入の拡大に積極的に取り組むとともに、低コスト体質を維持することで、財政基盤の安定性向上を目指す。
- (3) 効率性の高い組織運営と業務遂行を常に意識し、投資者、上場企業、証券会社等、市場参加者の視点に立った施策の実施およびサービスの提供に努める。
- (4) 自主規制機能の維持・向上を図るとともに、リスク管理体制の整備に努め、マーケットの信頼性向上を図る。
- (5) 証券業界の一員として、証券市場の利用促進を図る観点から、投資者層の拡大に向けた取組みを関連機関・団体と協力して実施する。

2．経営財務目標

	平成 20 年度見込み	平成 23 年度
営業収益	1,691百万円	1,500百万円
営業利益	471百万円	350百万円
経常利益	553百万円	400百万円

3．事業戦略

(1) 名証の魅力向上

市場機能の向上

セントレックスを中心に、名証市場がIPO市場として一層注目されるよう、より積極的にPR等に努めるなど、新規上場促進活動に引き続き取り組む。

サポート事業の実施

上場企業に対し、IRサポート事業を継続的に展開していくとともに、上場企業の実務者に対し幅広く情報提供を行うなど、名証上場のメリット向上を図る。また、取引参加者に対するサービスのあり方について検討する。

(2) 名証市場の信頼性・公正性の向上

適切な自主規制機能の発揮

上場監理、市場監理および取引参加者監理などの自主規制機能を適切に発揮するための取組みを強化することにより、名証市場の信頼性・公正性の向上を図る。

市場インフラの信頼性・安定性の向上

市場参加者の利便性、システムの信頼性・安定性向上等を図るとともに、東京証券取引所が開発を行っている東証 arrowhead (次世代システム) への対応等を行う。

(3) 収益力の強化

名証単独上場企業数の増加に努めるほか、名証相場情報について提供先の増加を図り収益の拡大を目指す。また、コストダウンに引き続き取組み、安定した市場運営を行うため、財政基盤の安定性向上を目指す。

(4) 組織の効率化

常に業務の改善を意識し、可能なことは速やかに実施することにより、各部署の業務の合理化・効率化を図る。

また、社員のレベルアップを図るとともに、効率的に業務を遂行するための組織体制を整備する。

(5) 内部統制システムの遂行

内部統制システム構築の基本方針に基づき、業務運営の適正性を確保する取組みを継続する。

(6) 個人投資家の拡大

我が国証券市場への新たな個人の参加を促すため、関連団体等と連携を図りながら、個人投資家の育成・教育活動を行う。

以上

株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止について

平成 21 年 3 月 25 日
株式会社名古屋証券取引所

趣旨

現在、有価証券の普通取引においては、原則として売買日から起算して4日目の日に決済を行う取扱い（以下「4日目決済」といいます。）としていますが、基準日等が設定される場合には、株主確定等のため、売買日から起算して5日目の日に決済を行う取扱い（以下「5日目決済」といいます。）としております。しかし、株券電子化により株券の名義書換が不要となるなど、基準日等の日に決済を行うことが可能となっております。

また、株券電子化前においては株式併合又は株式分割に伴い株券提出が行われる場合には、価格形成上の問題及び受渡し事務上の問題を回避するため、売買停止（以下「期間売買停止」といいます。）が行われてきましたが、株券電子化後は株券提出は行われないうこととなります。

これらについては、「株券電子化に伴う当取引所における制度整備について」（平成20年5月28日付）において株券電子化への安定的な移行を確認した上で改めて対応を検討することとしておりましたが、証券取引の清算・決済システムに関する合同ワーキング・グループ（1）において、平成21年11月を目標として廃止の準備を進めるべきとの検討結果が取りまとめられた（2）ことを踏まえ、当取引所において所要の制度改正を行うこととします。

（1）証券取引の清算・決済システムの継続的な改善を図るため、清算・決済制度のインフラストラクチャーを担う機関である株式会社日本証券クリアリング機構、株式会社証券保管振替機構及び株式会社東京証券取引所が合同で設置したワーキング・グループ。上記機関3社のいずれかの参加者である証券会社、金融機関14社がメンバーとなっている。

（2）「5日目決済の廃止等に係る検討結果」（平成20年12月18日付）

制度概要

項目	内容	備考
1. 株券等の5日目決済の廃止について	・内国株券、新株予約権証券、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券、外国株券及び外国新株予約権証券の普通取引について、5日目決済を廃止し、4日目決済に一本化することとします。	・普通取引について、配当落又は権利落とする期日は、権利確定日の2日前（休業日を除きます。以下日数計算において同じ。）の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日。）とします。 ・株式併合等により株式数が増減する場合の権利確定日に株式会社証券保管振替機構（以下「保振」といいます。）において行われている振替制限は撤廃され、また増減後の株式

項目	内容	備考
		<p>数の申告（新株式数申告）の端末入力時限の延長が検討される予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併、株式移転、株式交換又は会社分割により上場廃止となる場合の上場廃止日は効力発生日の3日前の日とします。 ・ 債券（転換社債型新株予約権付社債券を含む。）については、保振において利払いに伴う振替制限が行われるため、当面現行どおりの取扱いとします（4日目決済への一本化は行いません。）
<p>2．期間売買停止の廃止について</p> <p>（1）期間売買停止の廃止について</p> <p>（2）期間売買停止の廃止後の売買単位変更日について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式（受益権を含む。）の併合又は株式の分割等と同時に単元株式数が増加する場合若しくは単元株式数についての定款の定めが設けられる場合に行っている期間売買停止を廃止することとします。 ・ 期間売買停止の廃止後は、株式併合等の効力発生日の3日前の日から、普通取引の売買単位を株式併合等の効力発生後の単元株式数（会社が単元株式数を定めないときは1株）とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在期間売買停止の期間は、株式併合等の効力発生日の4日前の日から効力発生日の前日までとしています。 ・ 当日取引の売買単位についても、普通取引と同一の取扱いとします。 ・ 新売買単位を適用する初日における普通取引の基準値段は、株式併合等の比率にしたがって調整された値段、当日取引の基準値段は、調整前の値段となります。

実施時期

平成21年11月を目途に実施します。

以上

取引参加者における上場適格性に係る調査体制の整備及び不公正取引防止のための 売買管理体制の整備に伴う取引参加者規程の一部改正等について

平成 21 年 3 月 25 日
株式会社名古屋証券取引所

・改正趣旨

当取引所は、幹事取引参加者の当取引所市場への上場適格性に関する調査の水準を維持・向上させる観点から、幹事取引参加者に対して社内規則の制定その他の必要な措置を講じて上場適格性調査体制を整備することを求めることとし、また、取引参加者における不公正な取引を防止するための売買管理体制の整備の一環として、取引参加者が内部者取引に係る事後的な売買審査を強化し、その審査結果等を当取引所に報告すること、取引参加者が自己売買についても適切な売買管理体制を整備することを求めることとするなど、取引参加者規程等について、所要の改正等を行うこととする。

・改正概要

1. 取引参加者における上場適格性に係る調査体制の整備について

(1) 上場適格性に係る調査の実施

幹事取引参加者は、以下に掲げる有価証券の上場申請を行おうとする者及びその企業グループについて、それぞれ以下に定める事項に適合する見込みがあるかどうかの調査（以下「上場適格性調査」という。）を行うものとする。

上場申請（セントレックスへの上場申請を除く。）が行われる株券（株券上場審査基準第 4 条第 3 項の規定の適用を受ける株券を除く。）

株券上場審査基準第 2 条第 1 項各号に掲げる事項
セントレックスへの上場申請が行われる株券（株券上場審査基準第 6 条第 3 項の規定の適用を受ける株券を除く。）

株券上場審査基準第 5 条第 1 項各号に掲げる事項

(2) 監査人からの意見聴取

幹事取引参加者は、上場適格性調査の対象となる者の財務諸表等又は中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等から意見を聴取するものとする。

(備 考)

・取引参加者規程第 26 条の 4

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第 3 条

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第 4 条

(3) 幹事取引参加者の交代等があった場合の対応

幹事取引参加者は、上場申請を行おうとする者に係る以下に掲げる事実を知ったときは、その理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。

指名を予定していた幹事取引参加者の交代

選任又は選任を予定していた財務諸表等又は中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の交代

上場申請を予定していた金融商品取引所等の変更

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第5条

(4) 社内記録の作成、保存

幹事取引参加者は、上場申請を行った者に対する上場適格性調査について、以下に掲げる社内記録を作成し、上場申請日から5年間当該記録及び記録作成の基となる資料及び情報を保存するものとする。

上場適格性調査において収集した資料及び情報（上場適格性調査の結果に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録
上場適格性調査の結果の形成過程に係る記録

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第6条

(5) 上場日までの企業動向の把握

幹事取引参加者は、上場申請を行った者について、当該上場申請後、上場日までの期間において、上場適格性調査の結果に影響を及ぼすおそれのある事象を認めた場合には、直ちに当該事象に係る内容を当取引所へ報告するものとする。

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第7条

(6) 上場適格性調査の独立性の確保

幹事取引参加者は、以下に適合する組織体制を整備するものとする。ただし、幹事取引参加者が上場適格性調査において独立した意見形成を行うことができる体制を実質的に構築しているものと当取引所が認める場合を除く。

上場適格性調査を行う部門（以下「上場適格性調査部門」という。）を設置すること。

上場適格性調査部門において上場適格性調査を行う担当者は、新規上場案件等を獲得するための営業推進業務及び上場を申請する者に対する指導業務に携わらないこと。

上場適格性調査部門を担当する役員は、上場営業推進業務を行う部門及び上場指導業務を行う部門を担当しないこと。

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第8条

(7) 社内規則等の制定

幹事取引参加者は、上場適格性調査の実施及び上場適格性調査部門による独立した意見形成のために必要な事項を定めた社内規則等を整備するものとする。

(8) 社内検査の実施

幹事取引参加者は、前(7)の社内規則等について、遵守状況に関する定期的な社内検査を行うことその他必要な措置を講じることにより、その実効性を確保するものとする。

2. 取引参加者における不公正取引防止のための売買管理体制の整備について

(1) 内部者取引に係る売買審査の強化

抽出基準の追加

取引参加者は、以下に掲げる銘柄及び顧客を当取引所が別に定める抽出基準に従い抽出し、売買審査を行うものとする。

銘柄	顧客
当該取引参加者が重要事実の公表前に売買を行った銘柄	特定の銘柄について、重要事実の公表前に売買を行った顧客のうち、売買状況等から内部者取引を行った疑いのある顧客

当取引所への報告

取引参加者は、売買審査の結果、当該顧客に係る取引が内部者取引のおそれがあると認識した場合には、その売買審査の結果及び顧客に対して行った措置を当取引所に報告するものとする。

(2) 自己売買に係る管理

取引参加者は、自己の計算による売買について、当該取引参加者の取引形態等にかんがみ適切な売買管理体制を整備することとする。

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第9条

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第10条

・取引参加者における不公正取引防止のための売買管理体制に関する規則第4条第1号、別表「売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表」

・取引参加者における不公正取引防止のための売買管理体制に関する規則第4条第5号

・取引参加者規程第26条の2

・取引参加者における不公正取引防止のための売買管理体制に関する規則第7条

(3) その他

その他、所要の改正を行う。

・取引参加者における不
公正取引防止のため
の売買管理体制に関
する規則第1条第2
項、第2条、第5条第
2号

・施行日

平成21年4月1日から施行する。

以 上